

# 福祉プラン

平成30年4月2日現在

商品名	福祉プラン
ご利用いただける方	安定継続した収入がある申込時年齢が満20歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
資金使途	申込人の親族のための資金で次のいずれかに該当するもの ① 介護用機器の購入・設置費用 （介護用ベッドや車椅子の購入資金、浴室や階段への手すりの設置費用等） ② 老人ホーム入居一時金 ③ 申込人が当金庫から借り入れた基金保証付福祉プランの借換資金 （①または②と合わせた申込に限ります）
ご融資限度額	500万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上 10年以内
ご融資利率	年5.3%（保証料込）
ご返済方法	① 毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします ② 元金返済の据置は6ヶ月までです
保証人・担保	原則として不要です
その他	ご融資金は、購入先等へ振込とさせていただきます 保証金額の20%または50万円のいずれか大きい額までは、金庫の判断で振込をしなくても可とします  留意事項 次のいずれかに該当するものは、福祉プランの対象になりません ・申込人本人のための資金 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ・支払済資金

# 福祉プラン

苦情処理措置  
紛争解決措置

- ・ 苦情処理措置  
本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。
- ・ 紛争解決措置  
熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。